

環自総発第1407012号

平成26年7月1日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

環境省自然環境局長



「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準」及び「鉱泉分析法指針（平成26年改訂）」について

温泉法（昭和23年法律第125号）第18条第1項の規定に基づく掲示等の適正化を図るため、最新の医学的知見等を踏まえ、「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等の基準」を定めた。また、併せて、分析機器の進展等を踏まえ、温泉の成分分析法である「鉱泉分析法指針（平成26年改訂）」を定めた。

これらについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知する。

なお、「温泉法第13条の運用について」（昭和57年5月25日付け環自施第227号環境庁自然保護局長通知）及び平成14年3月28日付け環境省自然環境局自然環境整備課事務連絡は廃止する。